

# 憲法公布60年、平和・人権・民主主義の 憲法理念の実現をめざす第43回大会基調

## 1 高まるブッシュ米政権の戦争政策批判と、日本の対米追随、アジアからの孤立

### < 憲法公布60年 >

1. 2006年11月3日、日本国憲法は1946年に公布されてから60周年を迎えます。そして、来年の5月3日には施行から60周年となります。1945年の敗戦まで、日本は、アジア・太平洋地域に対する植民地支配と侵略戦争によって、世界の人々に多大な被害をもたらしました。日本国内でも沖縄戦や広島・長崎の原爆被爆をはじめ民間人を含めた多くの犠牲者を生み出しました。日本国憲法は、この戦争の反省から、平和主義、基本的人権の尊重、主権在民を三大原則として誕生したものです。

日本国憲法は、連合軍総司令部(GHQ)で憲法の起草を担当したチャールズ・ケーディスさんによると、急がれていた作業を1946年2月の一週間で、やりとげたといわれています。スタッフの一人ベアテ・ゴードン・シロタさんは、「支配する敗戦国の法律を、自分たちに都合よくつくるのだなどという傲慢な雰囲気はなかった。自分たちの理想国家をつくるといった夢に夢中になっていた」と回顧しています。歴史上、もっとも暴力的な2つの世界大戦を引き起こした20世紀は、平和的な国際秩序の確立に真剣な努力が払われた時代でもあります。ウィルソン米大統領の平和原則(1918年)、パリ不戦条約(1928年)、そして国連憲章(1945年)という、20世紀の理想主義の系譜を受け、発展させる意気込で起草されたものです。その結実として、日本国憲法は前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意し」、9条で戦争放棄を掲げたのです。

憲法は前文で「人類普遍の原理」という言葉を用い、憲法のもつ世界史的な背景と意味を込めました。個人の尊厳、人権の確保を「人類普遍の原理」とし、戦前までの日本の民族主義や軍国主義への回帰や日本の独自性を過度に強調する傾向に対して大きな歯止めになってきました。戦後の日本は戦前のように10年に1度は侵略戦争を行なう好戦的な国ではなくなり、市民の憲法擁護の意識も広がり、一定は定着してきました。

### < 「免罪」された戦争・戦後責任、憲法の危機 >

2. しかし、日本の戦争・戦後責任は「免罪」されたものが多く、戦後60年を過ぎた今もその課題は山積したままです。いまだにつづくさまざまな戦後補償訴訟の解決のためや戦争の真相究明のための立法措置もとられていません。朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との国交正常化は果たされず「過去の清算」も未解決です。旧植民地出身者に対する権利剥奪・国籍条項の厚い壁もつづいています。被爆者援護も国家補償の明記や在外被爆者問題をはじめ多くの課題が残されています。沖縄では、米軍による重圧がつづき、事故や犯罪も続出しており、基地の縮小・撤去は喫緊の課題です。憲法の理念のもとにこれらの課題の解決こそ急がなければなりません。

憲法は現在、その理念を十分に発揮することなく重大な危機に瀕しています。ここ数年国際的には米国のブッシュ政権の「単独行動主義」と戦争政策、国内的には米国に追従した小泉政権の市場万能主義・軍事大国化路線が、平和・人権・民主主義を侵害しつづけてきました。そして、さらに、いまポスト小泉政権として、5年以内の改憲を打ち出すとともに、集団的自衛権の行使を現憲法の下でも強行する方針を示す安倍政権が誕生しました。そうした中で、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)は国際社会の反対を無視して、ミサイル発射実験と核実験を強行しました。

安倍政権は、自公政権の強化と軍事大国化路線の強化に徹底的に利用しています。

< ブッシュ米政権の戦争政策と高まる批判 >

3. ブッシュ政権は、2001年同時多発テロ事件以降、従来の「国連を中心とする平和・国際秩序の枠組み」さえ無視する形で、アフガン、イラクへの侵略戦争を開始・継続し、東北アジアなど他地域でも緊張を高め、さらにNPT再検討会議における対応に見られるように核軍縮への流れも逆行させています。そして現在「有志連合」を基本にした世界的な米軍事戦略・軍の再編成・確立、ミサイル防衛体制の確立、新たな核軍事体制への動きなど、米国を中心とする世界支配体制の確立をめざそうとしています。また世界の経済システムのグローバル化は、国際的な「環境問題」、「南北問題」を深刻化させると同時に、それぞれの国内において、貧困、差別、人権侵害など「格差社会」を作り出しています。

一方、こうした米国の経済・政治・軍事にわたる世界戦略に対抗して、人間の安全保障の確立、「オルタナティブな社会づくり」、核軍縮へ向けての世界社会フォーラムをはじめ世界各地で大きな運動も高揚し、中南米などでは反米政権も誕生しています。アメリカ国内でもブッシュ政権の戦争政策に対して、派兵反対論が増大し、開戦理由とされた大量破壊兵器の存在が偽りであったことなど明らかになるなど戦争の不当性をはじめ、イラク戦争の誤りをめぐる評価と是正に向けた動きが始まっています。グローバリズムは米国内でも差別と格差、貧困を増大させ、自然災害などの被害が低下層に集中する事態が生まれています。

< 小泉から安倍 - 対米追従の軍事大国化・改憲路線 >

4. 国内的には、小泉政権の5年半は、事態は全般に悪化し、とりわけ東アジアの人々の日本に対する反感を強めた時期でした。小泉政権は、対テロを名目に国際法や国連を無視したアメリカのブッシュ政権の戦争政策に追従して、憲法の前文や第9条をまったく蹂躪するテロ特措法やイラク特措法によるインド洋・イラクなど自衛隊の海外派兵を強行しました。また、地方自治や人権を脅かす有事関連法・国民保護法制が相次ぎ制定され、「新防衛計画大綱」の決定など「戦争のできる国づくり」に向けた活発な動きがすすめられました。さらに、世界規模の米軍再編(トランスフォーメーション)に全面加担するとともに、横須賀原子力空母母港化やミサイル防衛の推進など、日米軍事同盟のいっそうの強化がすすめられています。

また、戦争責任・歴史認識に関しては、戦争の歴史を歪める教科書の登場、さらに、「愛国心」を盛り込む教育基本法改悪に向けた準備がすすめられた上、小泉首相は靖国神社参拝について毎年の強行に加えて、退任を目前に控えた戦後61年目の8月15日に参拝を強行しました。この他、男女共同参画社会づくりの後退、共謀罪の新設にむけた動きなど人権や民主主義の確立に逆行する市場万能主義・軍事大国化路線を展開してきました。

このなかで、格差や不安定雇用の拡大は、偏狭なナショナリズム、差別や排外主義の増長と結びつくことも少なくありません。アジアとの関係悪化とその増長はきわめてゆゆしき問題でした。小泉首相は日本を東アジアのなかで孤立状況に置いたことは重大です。

5. 安倍政権は、小泉政権のかかえた問題点を増幅する要素に満ちています。安倍の政権スローガンには、明文改憲とともに、集団的自衛権の行使の解釈改憲を露骨に打ち出すなど重層的な改憲、現行憲法の無視・形骸化を前面に打ち出すものです。安倍ブレンは「日本会議」のメンバーで固められています。この会議は 憲法改正 教育基本法の改正 靖国公式参拝の推進 皇室典範改正への反対 「ジェンダーフリー」批判 日本人拉致被害者の救出 イラク派遣自衛隊の激励活動を柱とし改憲団体であり、憲法理念を真っ向から否定するとりくみをすすめています。

すでに、自民党は2005年11月の「新憲法草案」で、「自衛軍」と海外活動を盛り込むことを打ちだし、特別裁判所を設けるなど、憲法の平和主義・基本的人権の尊重・主権在民の理念を否定する内容の案を打ち出そうとしています。安倍首相にこの動きを加速させる意志があることは間

違いありません。それ以上に重大なのは、集団的自衛権の行使など従来の政府見解（内閣法制局見解）や「村山首相談話（1995年）」などの戦争責任と歴史認識に関する最低限の政府実績についてすら変更をすすめる可能性があることです。そのためのキャンペーンやデマゴギーも小泉内閣以上に権力的にあるいは陰湿に行われる恐れがあります。当面、安倍内閣は臨時国会で、集団的自衛権の行使に関連するテロ特措法の延長や防衛「省」昇格法案、教育基本法改悪などの成立強行を、議席多数を背景に図ろうとしており、重大な攻防の場です。北朝鮮の核実験という事態を利用してこの動きを加速させる恐れがきわめて増大しています。

6．他方で、小泉 - 安倍政権の限界と矛盾も顕在化しています。小泉首相の靖国参拝強行や歴史認識は、東北アジア各国の反発を招いたため、外交空白をもたらしました。ポスト小泉の安倍首相は、就任するまでは、タカ派的歴史認識を示していましたが、関係国政府、野党、関係団体、平和団体などの批判のなかで、国会審議を通して、「河野官房長官談話（1993年）」、「村山首相談話」についても踏まえる旨の答弁を行いました。そして「未来志向」として、訪中、訪韓を行い、首脳会談も実現させました。

また、米軍再編成・原子力空母母港化に対しては沖縄をはじめ自治体・住民の広範な反対運動が拡大しています。不安定雇用労働者の拡大や社会保障制度の改悪による格差の拡大は、年間自殺者の増大をはじめ生活不安を加速させています。市民の生活全体の危機についての反発・疑問が広がっています。

さらに、世界的にはアメリカですらイラク戦争の誤りをめぐる評価と是正に向けた動きが始まっています。もはや世界で日本政府だけがイラク戦争参加の誤りを顧みていないといって過言ではない状態にあります。日本においても、小泉 - 安倍内閣の誤りをただす意味でも、平和・人権・民主主義の憲法理念の実現をめざす、いっそうのとりのくみが求められています。

## 2 公布60年迎える憲法状況と「人間の安全保障」の確立に向けて

### < 憲法公布60年と、憲法擁護運動の概要 >

7．前文と第9条で掲げられた平和主義、戦争放棄と戦力の不保持は、日本国憲法の最大の特徴として、大きな存在感を持ちつづけてきました。しかし、戦後直後から、憲法は、その後の自民党につながる時の政府により、官僚支配の復活・継続や、基本的人権の尊重は多くの部分で棚上げにされてきました。そして、戦後、半世紀近くに及んだ東西冷戦を時代背景に、アメリカの対日要求も背景にしながら、政府によって第9条も踏みにじられ続けてきました。1952年に講和条約とともに締結された日米安保条約（1960年に改定）は、敗戦による占領後も在日米軍の駐留を継続したばかりか、憲法の保障する権利を治外法権的に制限する行政協定（後の地位協定）や刑事特別措置法などの法律が制定されました。日米安保体制と憲法体制との間に矛盾が生み出されました。

1955年には「憲法改正」を党是とする自民党が発足し9条改定を軸とした明文改憲の動きが登場し、政府による憲法調査会も設置されました。これに対して、各界各層が結集した憲法擁護国民連合などの運動は条文改定を許しませんでした。

その後の長期にわたる自民党政権のもとでは、強引な憲法の拡大解釈のもとで、自衛隊は肥大化し、日米安保条約は強化されました。1980年代にいたるまでに日本は世界有数の軍事力を・装備を持ち、また、米軍基地とあわせて世界最大・最強の基地群が築かれています。

平和を願う憲法擁護の運動は、平和主義という大前提までは崩させず、「専守防衛」「集団的自衛権行使の禁止」「非核三原則」「武器輸出禁止三原則」や「防衛費1%枠」「非核平和都市宣言」をはじめ多くの歯止めや成果を築き、地域においても基地問題などで住民や自治体との間に多くの協定や約束事項が蓄積しました。戦後、講和条約によって本土から切り離され27年間も米軍統治下におかれた沖縄は、憲法のもとへの復帰を求める県民ぐるみの運動と全面返還を求める全国

的運動のなかで、1972年に復帰しました。1972年には、友好運動の積み重ねのなか、戦前の侵略戦争最大の地となった中国との関係も正常化させました。しかし、他方で、韓国・朝鮮との関係では、朝鮮戦争を経て、アメリカの強力なリードによって日韓基本条約(1965年)が締結され、その後にきわめて多くの問題を残しました。また、憲法擁護の運動は、自衛隊の肥大化や米軍を含めた巨大な基地群に対してまでは十分な歯止めをかけることはできず、憲法9条と現実とのギャップという課題を残しました

#### < 冷戦下と冷戦後の憲法擁護運動の問題点 >

8. 冷戦の下で、自民党政権の安全保障は、アメリカに追随するばかりで、世界平和に対する独自の政策を打ち出せませんでした。これに対して憲法擁護の運動は、すべての国、諸国民との友好を理念として掲げました。そして、日中国交正常化などの成果も得ました。しかし、憲法の成立はアジア・太平洋に対する侵略戦争の歴史と密接不可分であることを踏まえれば、東西対立の枠を超えての積極的な近隣諸国の人々との友好・協力活動はまだまだ少ないという問題をかかえていました。また、在日韓国・朝鮮人の人権保障は最優先すべき課題ですが、とりくみはきわめて不十分でした。また、平和・人権・環境の国際水準を積極的に取り入れ、到達させる活動も限定されていました。

冷戦の崩壊は、国際関係の多極化を進め、対話と協調が重視されるなかで世界的には軍縮が進みました。また、顕在化した民族紛争などに対する新たな「国際協力」が求められる一方、冷戦のもとで戦争責任を回避してきた日本に対してアジア諸国から「戦後補償」を求める声も高まりました。日本においても、38年間におよんだ自民党政権を終わらせた細川連立内閣は、アジアとの友好など多国間協調や、部分的とはいえ自衛隊縮小の方向を打ち出すなど、大きな転換点でしたが、実績は少ないまま短命で終わりました。その後、自民党・社会党連立政権のもとで、日本の戦争について反省しお詫びした戦後50年村山首相談話は、きわめて重要な到達点です。その後の歴代内閣は近隣諸国との関係で戦争責任、歴史認識の問題が起きるたびにこの村山談話に依拠せざるをえませんでした。しかし、戦後50年当時、自民党の抵抗で国会決議が実現しなかったことをはじめ、国・政府の戦争責任と謝罪・補償はなお問題点を残したまま、現在に至っています。

また、村山内閣が日米安保・自衛隊について肥大化した状況を含めて合憲としたことは日本の平和・軍縮にとって重大な問題でした。当時、アメリカは、細川内閣に見られた日本の多角的安保論の拡大を懸念し、冷戦後も日米安保を基軸とするための再定義の作業を進めていました。これをも容認せざるをえない素地をつくったこととなります。対して、米軍基地をかかえる沖縄では、早い時期から日米安保再定義について問題にし、県民ぐるみの運動によって、普天間基地の返還をはじめとした基地の整理・縮小と、日米地位協定の抜本改定を改めて求めました。以来10年以上を過ぎましたが、日米間で大々的に発表された普天間基地の返還はいまだに実現していません。

#### < 米軍再編(トランスフォーメーション)と集団的自衛権の行使 >

9. 日米安保の再定義をめぐる動きは、1997年の日米新ガイドライン合意の後、1999年の「周辺事態法」など関連法の制定とすすみました。新ガイドラインは、基本的には冷戦時代以上に、アメリカのかかわる世界中の紛争や戦争に日本が協力し、日本はそのために有事法制など国内体制を整備するというものです。

21世紀に入って開始された米軍再編は、同盟国の役割強化 柔軟性を高める 地域を超えた役割 迅速展開能力 数ではなくて能力重視の5原則で開始した世界規模のもので、日本との間では、「共通の戦略目標」(2005・2・19)、「日米同盟の転換と再編」(2005・10・29)、「実施ロードマップ」(2006・5・1)と3回にわたる合意が行われました。

新ガイドラインから以後の「周辺事態法」につづく「武力攻撃事態法」「国民保護法制」などの

有事関連法、新防衛計画の大綱、改定ACSA、ミサイル防衛なども、「共通の戦略目標」で「自衛隊および米軍が、多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について検討を継続する必要性を強調」されました。

そして、米国は、アジア太平洋地域を統括する陸・海・空・海兵4軍の司令部と実戦部隊を日本に集中し、「不安定の弧」(東北アジアから中国、東南アジア、インド、アラブ地域、アフリカ大陸東岸まで)に軍事介入する際の中軸基地にしようとしています。またそのための切れ目のない支援を、日本に要求し、日米間で合意したのです。

米軍再編は、既存の米軍基地を固定化し、自衛隊の基地や演習場について米軍の共同使用を増大させます。東京都・横田基地では航空自衛隊航空総隊司令部と在日米空軍司令部が合同し、ミサイル防衛司令部が新設されます。神奈川県・キャンプ座間には米陸軍第1軍団司令部が移転し、陸上自衛隊中央即応集団司令部が新設されます。神奈川県・横須賀基地には、原子力空母が配備されます。山口県・岩国基地には空母艦載機部隊が移転し、従来からある海兵隊航空部隊と合わせてアジア最大の米軍航空基地になります。沖縄県では辺野古沿岸部にヘリ基地が新設されます。また、10月11日には県民の反対行動を機動隊が強制排除して嘉手納基地への対空誘導弾パトリオットの搬入を強行しました。沖縄が長年求めている普天間基地返還のたたかいを逆手にとって、基地の移設や新基地建設を行い、しかも海兵隊司令部のグアム移転をはじめその費用負担を求めるなど、日本の住民に過大な負担を強いるものです。そして、自衛隊は米軍と融合し、自治体をはじめとした動員が「国民保護法」を介して行われる危険性があります。すでに新ガイドラインころから増加していた米軍の艦艇や航空機の民間の非軍事施設である港湾や空港などへの入港・着陸が最近、急増しています。

敵国に対して核兵器を含む先制攻撃を行うことを基本戦略にする米国と共通の戦略目標を日本が持つことは、憲法違反です。戦時の役割分担で、自衛隊が米軍を支援することは「専守防衛」の範囲を逸脱します。ミサイル防衛は集団的自衛体制を現実化するものです。また、日米安保条約は在日米軍の活動を「極東の安全」のために限定していますが、再編後の在日米軍は広範囲に活動することになります。在日米軍再編は、憲法違反であるとともに、事実上の日米安保条約改定です。ここに現在の最大の憲法問題があります。

#### <自民党の新憲法草案改憲案と各界の憲法状況>

10. 憲法の前文や憲法第9条第2項を取り払い、「自衛軍」と海外活動を盛り込むことを打ちだした自民党の結党50年「新憲法草案」(2005年11月)は、米軍再編やイラク派兵など一連のアメリカの要求の受け入れと対応したものです。自民党はの憲法調査会はさらに2次草案に着手する方針を固め、そこでは「愛国心」を盛り込み、「公益」と「公共の秩序」を強調した人権の制限、靖国参拝を正当化する政教分離原則の変更など、憲法の平和主義・基本的人権の尊重・主権在民の理念を否定する内容の案の検討をすすめています。

政党では、民主党も論議の立場からの「憲法提言」をまとめています。

財界は、2003年の経済同友会に続き、2005年1月、日本経団連が憲法改正提言を盛り込んだ報告書「わが国の基本問題を考える」を公表しました。自衛隊の存在と集団的自衛権の行使容認を憲法で明記すべきとし、また憲法改正要件の緩和や、憲法改正国民投票法の早期成立を訴えたものです。2005年9月には日本青年会議所(JC)も「日本国憲法JC草案」を発表、軍隊の設置や国際貢献活動への軍隊派遣、集団的自衛権の行使容認をうたいました。

労働界では、連合が、1999年以来、憲法論議を否定しない、憲法の三大原則の貫徹を期す、憲法論議への関心は高まっているが、まだ国民的な広がりを見せておらず未成熟なため、現状では憲法改正を俎上に乗せることは時期尚早、憲法制定当時想定しえなかった問題については、個別に法制化 - という政治方針を掲げてきました。2005年には、「国の基本政策に対する見解(案)」についての協議をすすめ、自衛隊の現状および今後の日本の防衛・安全保障・国際協力の

あり方と憲法との整合性を確保するため、「安全保障基本法(仮称)」のような法律の制定を、憲法9条を改正して行う、憲法9条の改正は行わないの2つの方策を提示し、構成組織から各種の意見を受けた上、2006年1月、幅広く意見が出ている状況からとりまとめをしないこととしました。

改憲に反対する護憲の立場からは、2004年に発足した「九条の会」(大江健三郎さんら呼びかけ)や「憲法行脚の会」(佐高信さんら呼びかけ)などの活動が活発に行われています。

#### <「憲法改正国民投票法案」の問題点>

11. 国会では2005年4月の憲法調査会報告を受ける形で、同年秋の特別国会で衆議院に憲法調査特別委員会が設置され、「憲法改正」手続き討議を開始しました。2006年の通常国会には、「憲法改正手続きを定める国民投票法案」が、与党案と民主党案として、それぞれ提出、審議入りし、衆議院憲法調査特別委員会で継続審議中です。安倍首相の所信表明でも成立を期待するとし、与党は、臨時国会で採択すべき最重要法案の一つに指定しています。

憲法改正のための国民投票についての法律制定は、国のあり方の基本法である日本国憲法をどのようなものにしていくのかに関わるきわめて重要な法案です。したがって、どの法よりも、憲法の理念に立脚し、基本的人権の尊重や主権在民の原則に沿うものでなければなりません。また、議論も慎重かつ時間をかけて徹底的に行うことが必要であるにもかかわらず、この法について、これまでその制定の是非や時期も、内容もほとんど市民のなかで議論されていません。また、憲法理念の真髄を変えるための自民党・与党の国民投票法案に強く反対し、法案の国会上程も、成立もさせないとりくみが必要です。

与党案のもととなる「憲法改正国民投票についての与党合意」(2004年12月)とこの合意のベースとなった憲法調査推進議員連盟案(2001年11月)は、はじめに「憲法改正ありき」「憲法改正のためのハードルを下げる」という意図を色濃く持ち、その根幹には、基本的人権の尊重や主権在民という憲法理念に反する抜本的な多くの問題点を持っていました。また、選挙法として準拠されやすい現行の公職選挙法は、世界でもまれな厳しい規制が盛り込まれ、表現の自由の保障などの人権を軽視した法律であることを見落としてはなりません。

第1に、基本的人権の尊重の立場から、国民投票に関わる報道や運動に表現の自由、投票者への情報提供や議論の場の保障されたものかどうか。規制・制限はあるのかどうかの問題です。2004年与党合意は、広く禁止制限規定を定め違反に刑罰を科すとし、公務員や教育者の運動を制限し、外国人にいたっては運動を全面的禁止。新聞・雑誌・テレビ等の虚偽・歪曲報道の禁止、予測投票の公表禁止、新聞・雑誌の不法利用等の制限など、マスコミ報道および評論に過剰な規制を設け、公職選挙法以上に禁止制限の範囲を拡大した案でした。公職選挙法は人の選挙について定めたものであり、政策選択のための投票法に持ち込み公務員や教育者の運動を制限することは憲法論議の場を制約するものであり、まったくの誤りです。与党はメディア規制に対するマスコミなどの強い批判のなかで法案には盛り込みませんでした。公選法準拠などによる規制は可能です。

第2に、投票権の保障です。国の基本法という憲法の性格からいっても、公民権停止者や18歳以上の未成年者、場合によってはそれ以下の年齢にも拡張されるようにするかどうか重要です。たとえば、市町村合併に伴い、全国各地に広がった住民投票条例では、在日外国人や15歳以上の投票権が認められ実施されました。与党案は、投票権者を20歳以上の公選法上の有権者とし、公民権停止者や未成年者の投票権を認めていません。これに対して、民主党案は、投票権を18歳以上に与え、国会の議決があれば16歳以上にも認めるとしています。

第3は、憲法改正の発議から投票までの期間です。2004年与党合意は、国民投票の周知期間を「30~90日」ときわめて短期でしたが、法案では「60~180日」に延長されたものの、議論を広め深めるためには、半年ないし1年程度の長さが必要です。

第4に、国民投票の方式についてです。憲法改正以外の国政の重要問題に関する「一般的な国民投票」も含めた制度として確立していくかどうか。また、憲法の複数の条項について改正案が発議された場合に、個別の条項ごとに賛否の意思を表示できる投票方法とするのかどうかは主権在民の立場から重要です。与党案は国民投票の対象は憲法改正に限定、民主党案は改憲以外の国政の重要問題に関する国民投票も可能としています。

第5は、憲法改正の成立要件です。投票書式は「可」とするものに「」を付す方式とし、白票は反対票とするなど厳格な規準を民主党案は採用していますが、与党法案は賛成「」、反対「」、白票は無効とする緩いものです。また、国民投票が有効に成立する投票率に関する規定を設けることなどの厳格化も必要です。

#### <憲法と私たちの基本的立場>

12. 私たちの基本的な立場は、憲法前文・9条、第3章「基本的人権」、第10章「最高法規」などに示された憲法理念の擁護と実現をめざすとともに、人権や民主主義の国際的な確立にむけた世界の到達点に立って、さらに発展させていくというものです。いうまでもなく憲法の有効性を高め、市民生活に生かすための議論は必要です。当然、国会でも取り上げられ議論しなければなりません。差別と人権抑圧に利用されている憲法第10条の「国民要件」についてどうするのか、憲法の規定にない環境権についてどうするのかなどの問題をも踏まえて、これまでの憲法問題の論点・問題点整理、規範が現実には生かされているかを検証などを行いながら、論議をすすめていかなければなりません。また、憲法前文・9条、第3章、第10章などの部分は、憲法の理念の神髄の部分であり、その変更を許してはなりません。改悪の動きに対抗して、憲法理念を実現するとりくみ、立憲主義を確立するとりくみを強化します。ひきつづきこの立場を明確にし、連合との連携の強化をすすめていきます。そして、さらに現在の深刻な右傾化状況をも踏まえながら、「憲法を守れ」という声の広がりをさまざまな形で追求します。

#### <「人間の安全保障」と憲法理念>

13. 冷戦の崩壊とグローバリゼーションの進展を背景に、1994年にUNDP(国連開発計画)は「人間の安全保障」のとりくみを初めて打ち出しました。「人間の生存・生活・尊厳に対して人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するために、人間中心の視点を重視する取り組みを統合し強化する」ことですが、国境を越えて生じる病気や飢饉、失業、犯罪、人身売買、社会のあつれき、政治的弾圧、環境災害など人々にとっての人権、生活の安全にかかわる問題は、従来の領土偏重、軍備重視の国家間安全保障ではもはや対処しえなくなりました。そこで、すべての国々が平和的な国際協調をいっそう高めるとともに、もっと市民が人間中心に、世界共通となった問題に対して、国境を越えた相互依存関係を踏まえて早期予防し、恐怖と欠乏からの自由を保障しようというものです。社会経済、人権などの国際諸機関や、各国の政府、自治体、内外のNGOとが協力した活動が行われています。平和に関していえば、「核の安全保障」からの転換・脱却や、世界各国とくに開発途上国で軍事支出の増大からの脱却がめざされ、対人地雷禁止条約やICC(国際刑事裁判所)設立条約などの成果が生み出されてきました。

14. 人間の安全保障は、紛争・戦争を生み出す原因である貧困や差別の問題を明らかにし、それを克服するためのとりくみです。多くの紛争は、経済社会的権限および資源へのアクセスが不平等ななかつづられています。そして、暴力的な紛争は、開発への展望を阻害します。2000年9月の国連ミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権と良い統治などを課題として掲げ、21世紀の国連の役割に関する方向性を提示しました。そして、それまでの国際開発目標と統合して、ミレニアム開発目標(Millennium Development Goals:MDGs)を打ち出しました。「極度の貧困と飢餓の撲滅」「普遍的初等教育の達成」「ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上」「幼児死亡率の削減」「妊産婦の健康の改善」「環境の持続可能性の確保」「開発のためのグロ

ーバル・パートナーシップの推進」という8つの目標と、18のターゲット、48の指標からなるものです。このMDGsの達成がもっとも遅れている国の多くが紛争をかかえている国です。それゆえ予防と持続的平和構築は、MDGs達成に必要であり、MDGsの履行は紛争の根源への対処につながり人間安全保障を促進するという関係にあります。2003年5月の国連「人間の安全保障」委員会の「最終報告書」は、「人間の安全保障」は「国家の安全保障」を補完するものと位置づける一方、「人々が自分の安全を自分で対処するようにエンパワーすることが含まれる」ことを強調。人権なしの人間の安全保障はないと主張し、教育を重要としています。また、2005年9月の世界サミット成果文書では、MDGsの2015年までの達成を再健認するとともに、平和構築委員会や人権理事会の設置、人道犯罪からの「保護する責任」の確認などが合意されています。

15.日本の政府・外務省は「人間の安全保障」を外交の柱の一つにおいてはいるものの、その内容は南の国々の「欠乏からの自由」に対するODA(政府開発援助)など国際援助に限られたり、「恐怖からの自由」でも途上国からの「不法移住者」、HIV/エイズ、麻薬、組織犯罪など「外敵」に対する脅威を想定するなど差別的思考を強くもっています。国際人権諸条約の完全批准をはじめ内外を問わない人権保障の制度を確立することや、被爆国や憲法の立場に立ち、戦争をやめさせたり、核保有国に核軍縮の約束を実行させることなどは欠落しています。戦争の後始末やODAの大義名分に利用する外交戦略と指摘せざるをえません。こうした動きをただすためにも、「国家の安全保障」に制限されない市民、NGO、労働組合や第三者機関などがとりくみをいっそう強化していくことが必要です。世界的にも、自然災害時などの国境を越えた協力活動、イラク侵略戦争反対に見られる大規模な反戦平和行動とそのネットワークの広がり、グローバル化に抵抗する人々が大結集する世界社会フォーラムの開催、その平和版の世界平和フォーラム、GPPAC(武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ)のとりくみなど、動きは強められています。

### 3 憲法理念の実現にむけて - 平和環境醸成し多民族・多文化共生社会へ

< 憲法第9条と平和基本法 - 安保・自衛隊との乖離の克服に向けて >

16.現在の最大の憲法問題は、9.で指摘したとおり、「米軍再編(トランスフォーメーション)と集団的自衛権の行使」であり、これを許さないことです。そのためにも、現在進んでいるイラクやインド洋上など自衛隊の海外軍事行動についての中止・撤退、ミサイル防衛の導入中止、イージス艦・空中給油機・軽空母など他国に脅威を与える正面装備の拡大中止と大幅削減、クラスター爆弾など非人道兵器の廃棄、新「防衛大綱」への対抗などは、当面する必須の課題です。小泉内閣のもとでは国会審議すら行わないという立憲主義の基本すら危うくする事態がありました。

また、憲法前文や第9条に示されたものと現実の安保・自衛隊との乖離を克服する問題を避けてはなりません。憲法の強引な拡大解釈を通じて、戦争放棄と武力の不保持を定めた第9条に反する現実の肥大化した状態にある自衛隊が存在しています。この乖離を克服するには、日本の平和外交の基本や再び軍事大国とはならない証を明確に示すこと。歴代政府が軍拡の歯止めとしてきたはずの、文民統制、専守防衛、海外派兵禁止、集団的自衛権の不行使、非核三原則、大量破壊兵器の不保持、武器輸出禁止、宇宙の平和利用、国際協力のあり方などの原則を盛り込んだ「平和基本法」を制定することです。自衛隊を非攻撃的防衛力にし、国際的な平和構築をすすめながら国境警備や災害救助のための部隊に作りかえていくことです。

外交政策は、現在の対米一辺倒から、東北アジアの平和環境醸成する友好外交など多角的な外交への転換が求められています。米軍については、アメリカの海兵隊の部隊および演習の米本土移管、原子力空母横須賀母港化はもとより空母母港化自体の撤回、F16配備の撤去、普天間基地返還・辺野古移設計画の撤回をはじめ沖縄基地の大幅縮小・撤去、日米地位協定の抜本改定、米駐留軍経費の日本側負担(思いやり予算)の廃止などを求める必要があります。座間への第1軍団司令部移駐などの米軍再編(トランスフォーメーション)に対しては、自治体・住民と一体と



なって反対のとりくみを広げていかなければなりません。また、沖縄はもとより、全国各地の基地所在地や、民用・商業用の港湾や空港をかかえる地域などでは、基地の整理・縮小や非核平和条例づくりのとりくみも進められています。自治体の平和力、民間・自治体外交力を築くことも重要になっています。

17. アメリカのブッシュ政権は、「核態勢の見直し」など、力による制圧や先制攻撃などの考え方から、核兵器保有を正当化するばかりか、先制核攻撃すら打ち出し、通常兵器との垣根を低くし、「使える」核兵器の開発をすすめ、NPT体制を空洞化してきました。このなかで、米口英仏中の核保有国の他、核拡散がイスラエル、インド、パキスタンの核保有から、北朝鮮の核実験表明やイランの核兵器開発疑惑などはへとすすんでいます。この米国の動きに、被爆国日本の政府が追随しています。また、日本自身も六ヶ所再処理工場の年内本格試験開始によって核兵器の材料であるプルトニウムを大量に生み出そうとしています。核拡散を阻止し、核保有国の核軍縮の履行義務を早急に実行させねばなりません。

#### <アジアの平和と日朝国交正常化、6カ国協議>

18. 北朝鮮政府は、10月9日核実験の実施を発表しました。これは、2005年9月19日の「6カ国協議共同声明」に反することはもとより、東北アジア地域はもとより世界全体にも緊張を高め、また、周辺諸国民の平和と生活に大きな不安を引き起こすものです。今回の核実験の強行は、国際社会の核実験に反対する圧倒的多数の声を無視する暴挙です。あらためて、北朝鮮政府に対して、さらなる核実験や核兵器開発の一切を即時中止し、核兵器計画の完全放棄のためにただちに行動することを強く求めます。

北朝鮮政府が「核のカード」を行使したことをけっして許してはなりません。この事態をもたらした背景には、2国間協議の対話をかたくなに閉ざして圧力の姿勢をつづけてきた米ブッシュ政権の敵視政策があることも見落としてはなりません。日本政府も、米国に追随して制裁と圧力を強め、対話を閉ざしてきたことは重大な問題です。7月の「テポドン」など弾道ミサイルの発射実験の際に、日本政府は、実験を必要以上に過大評価し、即日北朝鮮に対する経済制裁を発動し、さらに国連安保理に国連憲章第7章に言及した制裁決議の成立をめざすなど、対立・緊張を強めました。閣僚からは「先制」攻撃論(敵地攻撃)と受けとれる発言まで登場する一方、北朝鮮の民間人の来日を、相次ぎ拒否する事態にいたりしました。北朝鮮の核実験実施の発表にあっても、米ブッシュ政権と連携しながら、制裁と軍事的包囲網の締め付け強化により、事態の解決を図ろうとしています。北朝鮮の瀬戸際外交も批判されなければなりません。日本政府の軍事大国化路線も許してはなりません。重要なことは、平和を造りあげるための努力であり、関係国の対話を通じて、信頼関係を醸成することです。

すすむべき方向は、各国も日本もあくまでも外交的な努力によって対応すること、北朝鮮との対話姿勢を明確にすることです。2005年9月「6カ国協議共同声明」で確認した東北アジアにおける平和と安定のために共同で努力するとした作業を再開・具体化することです。また、日本における基本は、2002年9月17日の「日朝ピョンヤン宣言」です。宣言は、1世紀を超える朝鮮半島との不正常的な状態を変える歴史的な転換点にする可能性をもつものです。しかし、拉致問題や核開発問題をめぐる動きのなかで緊張度を高め国交正常化交渉に入れられない状態が続いてきました。日朝両政府がもう一度、「宣言」で確認された原則に立ち返り、事実関係や真相解明について誠意ある姿勢をとることが必要です。圧力や制裁が先立って外交が見失われてはなりません。拉致問題の解決、過去の清算、日朝国交正常化、東北アジアの平和確立に向けたとりくみと世論形成が必要です。

#### <戦後補償と靖国問題>

19. 他国を侵略し戦争を積み重ねた上、敗戦した日本は、戦後、多大な賠償を求められる立場に

ありましたが、戦後の東西対立・冷戦という状況のもと米国のリードで作成されたサンフランシスコ講和条約は、「現在の領域が日本軍隊によって占領され、かつ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望するとき」にのみ認められるとしました。米国の強力な働きかけで、中華民国は賠償を放棄し、日本が賠償を支払ったのは、ビルマ、フィリピン、インドネシア、南ベトナムの4カ国に過ぎません。これに対して、1970年代に中華人民共和国が日本に対して戦後賠償を免除したのは、平和憲法の存在や軍事大国化しないと表明したためです。また、中国も日本の侵略戦争は一部の間違っただ指導者によるものであり多くの日本人は戦争被害者としたからです。それだけにA級戦犯を合祀した靖国神社に2006年8月15日まで6年連続6回も平然と公式参拝しつづけた小泉首相の姿勢や、戦争美化の歴史教科書問題、ミサイル防衛などは、中国をはじめとした東アジア諸国の人々との友好に打撃を与えました。

靖国神社は、遊就館の展示などに示されるとおり、日本の侵略戦争に参加し犠牲となった兵士を「英霊」「神」としてまつる戦争美化の宗教施設です。朝鮮、台湾などの旧植民地出身者の人々をも、本人や遺族の意思を無視して勝手に合祀する一方、戦争犯罪者であり加害の責任者として裁かれたA級戦犯者14名も1978年に合祀・顕彰しています。この神社に内閣総理大臣として参拝することは、2004年4月福岡地裁、2005年9月大阪高裁の違憲判決など政教分離の原則を定めた憲法を明らかに否定するものであり、サンフランシスコ講和条約、日中共同声明、戦後50年国会決議などをも踏みにじる侵略戦争を美化する行為にほかなりません。日本に求められるのは、差別や排外主義を克服した共生社会の実現に向けて全力を尽くすことであり、戦後50年村山談話の「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」「歴史の事実を謙虚に受け止め」「あらためて痛切な反省の意を表し」ということを具体的に実践することです。また、平和と戦争犠牲者の追悼は、千鳥ヶ淵墓苑のような無宗教の施設で行うのが当然です。同墓苑は、1950年代に米副大統領が来日する際に追悼施設がないという事態を一因に設立されましたが、靖国神社国家護持勢力の圧力によって遺骨収容施設にとどめられてきた経緯があります。

20. 戦争被害者の訴訟は、戦後50年ごろまでの韓国をはじめとしたアジア各地に加えて、この10年、中国関係の「慰安婦」、731部隊・南京大虐殺・無差別爆撃、平頂山事件、強制連行など各種の裁判に広がり、各地の地裁・高裁段階で判決が出始めています。しかし、その多くが、たとえ事実認定しても、国家無答責や時効、さらには日中共同声明まで引用して、さまざまな理屈で国を免責する原告側敗訴の国際慣習法、人道法に反する判決がつづいています。日本は、過去の東アジアに対する植民地化と侵略戦争の歴史を深く反省・謝罪し、補償をすべき義務があるにもかかわらず、過去の清算についてきわめて不十分で放置されたままです。貿易額で第1位、食料など日常品の多くを輸入するなど経済的関係ではもはや中国を抜きに日本人の生活は成り立ちえないといって過言でない状態にあります。中国をはじめ東アジアの市民との不戦の交流、「平和連帯」の活動は日本にとって必須の課題です。首相の靖国参拝を止めさせるとともに、係争中の中国人・韓国人の強制連行や慰安婦訴訟、戦争被害訴訟の支援などをすすめていかなければなりません。また、歴史認識を共有する努力を強めるため、国立国会図書館に恒久平和調査局を設置することをはじめ戦争に関する資料を情報公開し、歴史的事実の解明に寄与すること。アジアや世界の人々とともに戦争にかかわる歴史認識を共有するための資料公開施設や相互の教科書についての意見交換などの活動をすすめること。援護法からの国籍条項の撤廃などすべての戦争被害者に差別のない補償を国の責任で行うこと。戦争時の韓国・朝鮮人や中国人の強制連行・強制労働犠牲者などの調査と遺骨などの返還とその補償を行うこと。旧植民地から収奪した文化遺産などの調査と返還をすること。旧植民地出身者をはじめ本人・遺族の意に反した靖国神社合祀を取り下げ、分祀すること。これらはいずれも歴史的に累積された人権・人道問題であり、東アジアの平和団体・市民との交流を深め、これらの実現に向けたとりくみを早急に広げていかなければなりません。

このうち、韓国・朝鮮人の強制動員犠牲者などの遺骨問題は、2004年12月の日韓首脳会議で遺骨の収集と返還についての協力が約束されたもので、韓国では「日帝強占下強制動員被害真相糾明委員会」が設置され、20万件以上の被害申告がなされました。しかし、日本政府の調査は遅々として誠実に行われているとはいえない上に、竹島問題などで日韓関係が膠着すると作業が止まるなど、人道問題が政治・外交上の理由で遮断されるため、日本のなかでも従来から朝鮮人強制連行真相調査団が積み上げてきた成果をもとに、あらためて市民の側から南北の遺家族を招聘してその声を訴える「韓国・朝鮮の遺族とともに 遺骨問題解決へ2006年夏」が日本各地でとりくまれました。しかし、これに対しても日本政府は北朝鮮の遺家族を入国させないなどの非人道的対応をつづけています。

#### <教育基本法と憲法>

21. グローバル化とアメリカの極端な単独行動主義がすすむなかで、日本や欧州諸国は企業競争力の確保策に躍起となる一方、失業者の増加などを背景に民族排外主義的な動きや国家主義、偏狭なナショナリズムを助長する傾向も増大しています。2006年4月から使用の中学校教科書採択は、全国の運動や海外からの正しい歴史認識を求める声が強まるなかで、「新しい歴史教科書をつくる会」主導の扶桑社版のものを「歴史」約0.4%、「公民」約0.2%にとどめました。しかし、「つくる会」教科書の出現は、他社の教科書記述の右傾化に少なからず影響を与え、「慰安婦」の用語が消え、「強制連行」の記述が大幅に減りました。世界やアジアの歴史と結びついた日本の歴史事実を正確に伝えているか、平和・人権を尊重する共生社会の実現に結びついた歴史認識、国際認識を育てる内容になっているかなど、教科書全体への働きかけを幅広くすすめていくことが大きな課題になっています。

22. 2003年3月20日の中教審答申は「21世紀を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成」という大目標のもと、「国を愛する心」が強調され、教育基本法改定の方向を打ち出しました。「国際化」時代に対応して競争力に打ち勝つ「たくましさ」と、「愛国心」に満ちた「心豊かな日本人」を教育の場で作り出そうというものです。以後、「与党教育基本法改正に関する検討会」が続けられ、第164通常国会では政府は「教育基本法案」を提出。衆議院教育基本法特別委員会が設置され、審議を開始しました。民主党も対抗して「日本国教育基本法案」を上程し、いずれも継続審議となっています。

国会に上程されている教育基本法「政府法案」は、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」をはじめ、「道徳心や自立心、公共の精神などの重視」が盛り込まれ、個人の「内心の自由」を否定し、国家主義を助長する徳目が定められていること、教育行政について国と地方公共団体がそれぞれ教育内容にも介入するものであること、教育勅語を否定した教育基本法の「教育宣言」としての歴史的意義を抹消していること、などの重大な問題点をもつものです。

2006年9月に誕生した安倍新首相の所信表明では、新しい憲法制定や教育改革、日米同盟の強化などを打ち出す一方で、小泉前首相の改革路線を踏襲する姿勢を強調しました。なかでも、教育改革に関しては、「教育基本法の『改正』はもちろんのこと、教育制度全般を見直していく」とし、最重要課題・最重要法案として位置づけています。代表質問に対して「私がめざす『美しい国』を実現するためには教育基本法を『改正』し、未来を切り開く人材の育成が必要である」と答弁しています。しかし、現実の教育課題との関係を明確に示すものはなにもありません。通常国会では、通知表に「愛国心」を評価している埼玉県などでの問題の質疑をめぐり、政府内や与党協議との不一致やなぜ、教育基本法の改正が必要なのか、「改正によって何がどう変わるのか」などの基本問題もはっきりしていないことが明らかになっています。各種世論調査でも教育基本法の「改正」を「今の国会にこだわらず論議を続けるべき」と慎重審議を求めているのが多数という結果です。しかし、はじめに「改正ありき」の論議で、通常国会でのべ49時間の審議が行わ

れたことなどを口実に審議時間数のみを問題にして、採決を強行する危険性があります。

また、政府法案は格差や不平等を増大するもので、不登校などの解決にはならないという問題点があります。しかも、安倍首相は自民党総裁選挙で政権は「教育バウチャー(利用券)制度」の導入など格差をいっそう増大させる政策を公約して誕生しました。さらに、安倍内閣は教育基本法「改正」と同時に、山谷えり子首相補佐官を「教育再生会議」(首相諮問機関)担当とし、政府主導の強引な「教育改革」を進めようとしています。

「愛国心」については「強制」や「評価」されるものではないことは、明白なことです。東京都の「日の丸・君が代」強制問題でも2006年9月21日東京地裁判決は「自らの思想や良心の自由に基づいて国旗掲揚や国歌斉唱を拒む自由を持っている」「処分を振りかざして起立させ、斉唱させるのは、思想・良心の自由を侵害して違憲であり、『不当な支配』に当たる」とする違憲・違法判断を行ったことは重要です。

#### <警察関与増大させる少年法改悪>

23.少年法は子どもの成長を重視するという点で教育基本法不可分の考え方に立脚した法律です。その少年法は、2000年にも適用年齢の変更などの重大な改定が行われましたが、さらに12歳の少年による「長崎幼児殺害事件」(2003年7月)をきっかけに、14歳未満の非行少年への対応として、出されてきたものです。2006年2月に国会上程された法案では、14歳未満の非行少年や「ぐ犯少年である疑いのある者」に対する警察官の調査権限の拡大強化、少年院送致年齢の下限撤廃、保護観察中の遵守事項を守らない少年に対する施設収容処分などが盛り込まれました。「厳罰化」の流れを強め、児童相談所の調査機能や児童自立支援施設の「育てなおし」機能を後退させ、信頼関係を基礎とする保護観察の理念をそこねる内容です。重大な事件をおこした子どもほど、生育歴や家庭環境の問題から情緒が十分に育っていないなどの大きなハンディをかかえており、福祉・教育的手当が重要です。少年法の基本理念にかかわる問題です。本来もっとも有効な非行防止施策である福祉と教育による子どもの成長支援を充実させないまま、警察主導の監視社会化と子どもへの「罰」を強めることはきわめて危険です。現在、世論への浸透度は高くありませんが、日弁連も全国52のすべての都道府県弁護士会がこの法案に反対しています。反対の声を上げていく必要があります。

#### <警察・監視社会化、言論封じの危険性>

24.ここ数年、ピラマキなどでの警察公安による微罪逮捕や不当逮捕、自衛隊による取り調べが増大し、また、関西生コン事件に見る不当長期拘留など、警察・監視社会化による人権侵害事件が多発しています。このなかで、国会上程されている「共謀罪」は、犯罪の実行の有無にかかわらず、法律違反について話し合っただけで、その準備さえ始めなくとも処罰できるもので、現代版治安維持法とも、思想処罰法ともいわれる稀代の悪法です。対象となる法律違反は、殺人、誘拐などの重大犯罪のみでなく、万引きを含む窃盗罪、消費税法から道交法、水道法、公職選挙法まで実に広範で、620種類のものぼり、市民生活のすみずみにまで関わります。しかも、市民団体、労働団体などすべての団体を対象としたものです。通常国会では採決を強行する動きがたびたび繰り返され、直前に衆議院議長のあっせん・調整が入ったり、国会終盤には自民党が、政府・与党案を棚上げし、民主党の改正案の「丸のみ」で成立を図るという前代未聞の奇策まで登場しましたが、野党の反対のとりくみや市民運動の活発化、報道も増大するなかで、反対世論も広がり、採決強行を許しませんでした。こんな法律は廃案にするとともに、「盗聴法」(組織犯罪対策法)などを廃止し監視社会の危険性から脱却していかなければなりません。この間、外国人をターゲットに指紋押捺を復活させる入管法が改定されたり、弁護士に依頼者の犯罪を警察に密告する義務を課す法の制定も画策されています。加えて、政府は「テロ関連団体」や「テロリスト」と認定した組織と人物に対し、治安当局に拘束や盗聴などの強制捜査権の行使を

認めることなどを柱とした「テロ対策基本法」の策定に着手する方針を固めたと報じられています。すでに憲法の保障する基本的人権を侵害するものです。

また、言論や表現の自由に対して、暴力やテロで封じようとする悪質な動きとして、靖国問題で小泉首相の参拝を批判した加藤紘一元自民党幹事長発言に対する私邸放火事件、靖国神社へのA級戦犯合祀についての天皇発言を報道した日経新聞社への火炎ビン投てき事件などが起きています。これを許さない政治家の声も後退した状況が生まれています。民主主義社会の大前提として、こんな事態をけっして許してはなりません。

#### < 差別禁止法と人権侵害救済制度の確立 >

25. 憲法は、人権について前文では「人類普遍の原理」とし、第10章「最高法規」第97条では「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果」と、世界史的意味を含んでいます。1948年の世界人権宣言以来、包括的にとり決めた国際人権規約の他、人種差別撤廃や女性、子ども、移住者、死刑廃止など27の国際人権条約が積み上げられてきました。しかし、日本は2005年1月に「児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」を批准して、ようやく12の条約に加入したにすぎません。「人身売買」を犯罪とする国内法が制定されなかったため、当事者の人権救済制度がないという問題点があります。同じく批准した条約も、差別や違反行為を犯罪とする国内法整備がなかったり、処罰条項の留保や、国際人権規約の個人通報制度の未批准など人権救済についての遅れがあります。

こうした状況を変えるためにも、部落差別や女性差別、障害者差別、民族差別をはじめとした差別に対し、公正・平等をめざしての実態の改善のとりくみと、差別を禁止する法律を整備する必要があります。2006年1月の国連人権委員会ディエン報告書は、日本における人種主義・人種差別・外国人嫌悪/排斥の問題を、法的側面にとどまらず、社会的・歴史的脈絡にまで踏み込んで指摘し、日本政府に対して、人種差別の存在を公式に認めそれを撤廃する政治的意志を表明すること、差別を禁止・処罰する法律の制定と、問題に対処するための国内機関の設置、歴史教科書の見直しなど、24項目にわたる包括的な勧告を提示しました。国連の「国内人権機関の地位に関する原則」(パリ原則)にそった独立性と実効性ある人権救済機関の制度化と「人権の法制度」確立です。日本でも国内人権機関を新設する人権擁護法案が2002年に国会上程されましたが、多くの批判のなか、翌年の衆議院解散で廃案となりました。国籍条項を加えるなど法律そのものが差別と人権に反するものとした上で成立させる動きにあります。

また、人権救済として、約20年前に国鉄分割・民営化に際してJR不採用となり解雇された1047名もの人たちも重要課題です。ILO(国際労働機関)は政府に繰り返し勧告を行い、2005年9月には国労差別を認める鉄建公団訴訟判決も出されました。早期解決をめざした当事者・関係団体の大同団結、共同行動が積み上げられています。

#### < 男女共同参画と憲法24条 >

26. 最近の日本社会の右傾化や排外主義的傾向の増大や、政治の右旋回状況では、「ジェンダーフリー」教育や、選択的夫婦別姓、性教育に対して女と男の固有の特性を否定する過激な思想運動であるとか、日本の伝統的家族共同体を破壊するものであるという決議が「新しい歴史教科書をつくる会」、日本会議などによって、自治体議会でも採択されるなどの動きもすすめられています。教科書からも「ジェンダー・フリー」の表現も消え、「ジェンダー」の言葉が1社のみとなっています。こうしたバックラッシュのなかで、2005年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画(第2次)は「ジェンダー」という言葉はかろうじて「社会的性別」としては残されたものの、「文化的差別」としては削除され、選択的夫婦別姓や婚外子相続差別撤廃については後退・回避をはじめ、ジェンダー・バッシング派に配慮する表記が盛り込まれました。

ミレニアム開発目標(MDGs)で2003年の日本の人間開発指数(HDI)順位は9位。また、ジェ

ンダー開発指数(GDI)13位、ジェンダー・エンパワーメント指数(GEM)44位、人間貧困指数(HPI)10位であり、女性が社会的、政治的、経済的にどのくらい力を持っているかの指数であるGEMが著しく低い数値に留まっています。

他方で、自民党の「憲法改正」協議のなかでは、権利の制限、義務の強化とともに、第24条の「両性の平等」の見直しが打ち出されており、人権確立の国際社会の流れに逆行しています

#### <多民族・多文化共生社会と憲法>

27. 2006年5月31日に韓国で行われた統一地方選挙では日本人を含む在韓外国人定住者が初の選挙権を行使しました。2005年6月に韓国国会は、永住資格を持つ19歳以上の外国人に地方選挙権を認めました。この権利・制度はアジア初のもので、熾烈な民主化闘争を重ねた韓国は、国内人権機関として国家人権委員会の創設(2001年)など、人権保障と社会参加システムを着実に構築しています。韓国国会はさらに、日本の定住外国人地方参政権確立について「日本政府・国会に対する決議案」を採択しています。

戦後、日本は旧植民地出身者に対する人権侵害を続け、不当な外国人差別を続けてきたことを克服するためにも、定住外国人の権利確立は重要です。地域レベルでは不十分ながらも市民のとりくみや地方自治体における「外国人会議」などが広がってきました。また、住民投票において外国人に投票資格を認めた条例は滋賀県米原町など180にのぼります。定住外国人の地方参政権については、1995年2月の最高裁判所判決でも違憲ではないとし、それを前後して、全自治体の半数近くが決議を行いました。しかし、国政レベルでは根強い偏狭なナショナリズムを背景に、さまざまな逆流状況がつづいています。1999年、公明党の連立参加のなか、与党合意されたはずの「定住外国人の地方参政権」も7年も先延ばしされています。昨年の特別国会に公明党が提出した参政権法案も通常国会では会期末にアリの的に政治倫理・選挙制度特別委で審議入りし継続審議となりました。帰化促進の国籍法改定の動きなどと関係しますが、国会での実現にむけた動きはほとんどありません。

28. 国際化時代のなか、在日外国人は、旧植民地出身者だけでなく近年急増しており、その人権確立は重要課題です。国際結婚した人々など多くの人たちが権利の確立を求めています。21世紀の人権社会を築く糸口としても実現しなければなりません。子どもの問題は深刻です。日本の外国人学校は政府からの助成金がなく、朝鮮学校などは卒業資格が認められないなどの差別を受けている場合もあります。在日外国人は納税の義務を負っていますが、多くの税金が使われる学校教育の分野でほとんど恩恵を受けていません。子どもの権利条約の趣旨に基づいて、朝鮮学校をはじめ在日外国人学校を学校教育法の「1条校」化することは当面する重要課題です。また、一連の朝鮮学校卒業資格についての差別、東京都が起こした江東区枝川にある朝鮮初級学校の土地明け渡しを求める裁判など、在日韓国・朝鮮人に対する差別の問題はつづいており、早期に解決しなければなりません。

#### <開かれた民主主義 - 地方分権、司法改革など>

29. 「官僚主権」といわれる「官」の支配をどう克服して「民」の政治を実現するのは民主主義の基本問題です。そして、「公」の果たすべき役割の再確立が求められています。地方自治については憲法には第8章「地方自治」が明記されながら、機関委任事務は明治以来の国と地方の「上下」関係がつづいてきました。

1999年に成立した地方分権一括法によって、機関委任事務制度は廃止されたほか、関与のルール化や第三者機関が創設されたことは高く評価できます。しかし、自主財源の確保とともに、条例制定権の拡大、拘束力のある住民投票の導入などが、ひきつづき重要課題として残されています。夕張市倒産問題などにみられる危機的な地方財政、少子・高齢化の進行、急速な市町村合併の進展など、現在の地方自治体がかかえた問題を踏まえながら、地域の自己決定を可能とする市

民自治と地方分権改革、地方制度改革をすすめていかなければなりません。

また、米軍基地の所在するところはもとより、自衛隊は米軍と融合しはじめ、民用・商業用の港湾や空港施設の軍事利用が進められているなか、「国民保護法」を介して自治体に対する動員が強められる危険性が高まっています。とりわけ「国民保護計画」作りへの対応が重要です。地方自治の理念からしても、自治体の平和力・外交力を築くことが重要になっています。平和に関連した住民投票も、1996年沖縄県、1997年名護市につづいて2006年3月には岩国市で行われ、いずれも平和を求める側が勝利しました。現在、横須賀で原子力空母母港化の是非を問う住民投票の実現にむけ、『原子力空母母港化の是非を問う住民投票を成功させる会』が中心になって取り組みを進めています。住民自治の確立と、米軍再編反対運動にとって、きわめて重要な取り組みです。全力で成功させる必要があります。

30. 石川一雄さんが24歳で重大な差別とえん罪に陥れられてから43年目の2006年5月23日、狭山事件第3次再審請求が申し立てられました。2005年3月に最高裁は不当にも狭山事件の特別抗告棄却決定しました。新たな証拠・鑑定について事実調べもせず、独断と推測によって棄却決定を出し続ける裁判所の姿勢は、真実の追究を放棄したものです。いまも、代用監獄、誤認逮捕、えん罪事件はなくなっておらず、国際的常識が実現していないのが日本の実情です。それどころか先の通常国会では、たびたびの国際人権組織から改善指摘を受けていた「代用監獄」を存続させる未決拘禁法が成立しました。これらを許しては人権を守ることはできません。司法を憲法と人権を守る場に変えていくことは必須の課題です。再審の実現にむけて、公正な裁判を求める国内外の人と連帯する新署名の運動が提起され開始されています。このとりくみを広げていかなければなりません。

2009年までに裁判員制度が開始されます。市民の司法への参加や関わりを増大させる司法改革の中心として画期的なものですが、裁判官の恣意などに左右されない制度・人数配分などに市民に開かれたものとする原則の確立や、被告や裁判員などの人権保障など、今後の課題も残されています。また、総選挙の際に行われる最高裁判所裁判官国民審査の投票方式について、現在のおよそ民主主義といえない白票信任方式を止め、×式にするなど、投票した人の意思が結果に反映する方法への改善を早急に実現させなければなりません。

#### < 環境権、地球環境 >

31. 環境権などについて憲法に直接の条文がないことから、憲法改正を主張する動きもあります。権利規定を憲法条文として明記することも重要な方法ですが、環境権について憲法が軽視・否定するものではない限り、条文がないので環境保護が前進しないわけではありません。環境問題は、限られた地域的なものから地球規模にいたるものまで具体的な問題ですから、人権の確立同様、たとえば総合的な水循環、水環境を取り戻すための「水基本法」の制定など、具体的な条約や法制度を積み上げていくことが必要です。

地球温暖化や森林の減少と砂漠化、増え続ける廃棄物や有害化学物質、水の量と質の悪化など、環境問題は多岐にわたっています。これらは、人口の都市集中や市場経済優先の産業活動、第一次産業の衰退等によって年々深刻化しています。環境の悪化が深刻になるなかで、これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、「循環型社会」への転換が求められています。とくに日本は、輸出主導の経済によって、世界中の資源を使いながら、企業の責任を放棄し環境の悪化を国内外に引き起こしています。

グローバル化の急速な進展の中で、過度のコスト削減と競争至上主義による経済活動が優先され、途上国などの環境破壊に歯止めがかからない状況が続いています。地球温暖化防止の「京都議定書」が発効しても二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の増加が続いていることはその端的な姿です。こうした状況を見据えながら、これ以上、環境に負荷を与えないような循環型社会形成のとりくみを進めていく必要があります。

地球温暖化防止のためのCO<sub>2</sub>等の温室効果ガスの削減を定めた「京都議定書」は、ロシアの批准により2005年2月に発効しました。しかし、世界最大のCO<sub>2</sub>の排出国であるアメリカは、自国の産業利権を守るために、議定書への参加を拒否し続けており、中国などの途上国の排出量増加ともあわせて、国際的課題となっています。昨年開かれた温暖化対策の国際会議において、ポスト「京都議定書」の2013年以降の温暖化効果ガスの削減目標に向けた交渉を行うことが合意されました。しかし、日本においては、企業の自主的なとりくみに加え、国策とする「地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策」が公共事業予算削減により、着実に実施されない状況が続いてきたため、CO<sub>2</sub>は1990年比で8%も増加しています。

32. 一方、欧米などで進められている自然エネルギーに対して、日本は積極的な推進政策をとろうとしていません。最近の石油価格高騰や、原発、化石燃料資源に限界が予想される中で、自然エネルギーを推進する法制度を早急に確立することが必要です。循環型社会の形成に向け木材や植物など化石燃料に代わる再生産可能な身近な地域資源を活用したバイオマスエネルギーの利用に向けた技術開発を始め、市民による風車や太陽光発電等の実践も各地で広がっており、地域でのエネルギー自給向上と併せ公的助成の充実が今後の課題となっています。また、地域においても、自治体と市民の連携を図り、温暖化対策を進めることや、個々人のライフスタイルを見直し、エコロジー社会への転換が課題です。

経済のグローバリゼーションが進展し、貧富の格差が拡大するなかで、WTO(世界貿易機関)やFTA(二国間・多国間自由貿易協定)などの交渉が進められています。各国の共存・共生をめざす貿易ルールの確立と、食の安全や自給率の向上が差し迫った課題ですが、実際には世界的に貧富や南北間の格差が拡大させ、途上国では食料輸入の依存度を増しています。国連のミレニアム開発目標(MDGs)を打ち出した2015年までに貧困や飢餓の半減をめざす目標は、現状では達成は容易ではありません。そのため、世界のNGOや途上国では、先進国・多国籍企業優位のWTO・FTAのあり方やグローバリゼーションに反対する運動が高まっています。とくに、地球規模での食料問題を解決するには、自由貿易の拡大ではなく、各国が生産資源を最大限活用して自給率を高めながら、共生・共存できる「新たな貿易ルール」が必要です。

<最後に>

33. 5年以内の改憲を打ち出し、現行憲法のもとでも集団的自衛権の行使を強行しようとするなど、もっともタカ派の姿勢を示して誕生した安倍内閣のもとで、衆議院における3分の2与党という数を背景とした強権的な政治の危険性と民主主義の危機がつづきます。戦争放棄と非武装・平和主義、基本的人権の尊重、主権在民を三大原則とした日本国憲法をねじ曲げる動きをけっして許してはなりません。私たちは何よりも民主主義の再生をめざしてとりくみをすすめていかなければなりません。そのためにも、憲法理念のもとに、差別や排外主義を克服した多民族・多文化共生社会の実現に向けた運動に全力を尽くしましょう。「人間の安全保障」の取り組みを、国家の安全保障に制限されない21世紀の指針としていっそう確立していきましょう。そして、第43回大会にゲストとして参加した中国や韓国をはじめとしたアジアや世界、日本各地の平和・人権・環境の運動をすすめる人々・団体と連帯する大きなネットワークを築いていきましょう。